

名古屋市公報	平成25年 7月24日 第1017号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目	次	ページ
条	例	
○ 名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例	(財政・税制課) (第48号)	10
○ 火災予防条例の一部を改正する条例	(消防・総務課) (第49号)	13
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	(市経・地域振興課) (第50号)	17
○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例	(教育・総務課) (第51号)	19
○ 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部を改正する条例	(教育・総務課) (第52号)	20
○ 名古屋市プール条例の一部を改正する条例	(教育・総務課) (第53号)	24
○ 名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例	(教育・総務課) (第54号)	29
○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例	(緑土・総務課) (第55号)	30
○ 名古屋市中小企業振興会館条例の一部を改正する条例	(市経・産業労働課) (第56号)	32
規	則	
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第84号)	34
○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課) (第85号)	36
告	示	
○ 仮換地指定に係る公示送達	(住都・市街地整備課) (第393号)	38
○ 告示の訂正について	(緑土・道路建設課) (第394号)	39
○ 名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・区画整理課) (第395号)	41
○ 葵土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者について	(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第396号)	42
○ 葵土地区画整理審議会委員選挙の無投票	(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所) (第397号)	43

○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第398号)	44
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第399号)	46
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第400号)	48
○ 告示の訂正について	(住都・住宅管理課)	(第401号)	49

達

○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第28号)	50
--------------------	--------------	--------	----

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則	(第15号)	51
○ 名古屋市プール条例施行規則の一部を改正する規則	(第16号)	55
○ 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則	(第17号)	66

教 育 委 員 会 告 示

○ 名古屋市南陽プール屋内プールの臨時休場について	(第27号)	67
---------------------------	--------	----

上 下 水 道 局 告 示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第12号)	68
----------------------	--------	----

公 告

○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請公告	(市経・市民活動推進センター)	77
○ 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告	(市経・市民活動推進センター)	79
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	83
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	87
○ 公告 (農業委員会農地部会の開催)	(農業委員会)	90

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例（第48号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正等に伴い、規定の整備等を行います。

(1) 個人の市民税

ア 公的年金等が支払われる際に徴収する仮特別徴収税額が、前年度分の公的年金等に係る個人の市民税額の 2分の 1の額とされたことに伴い、規定の整備を行います。（名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号。以下「市税条例」といいます。）第28条の 6関係）

イ 特定公社債等の利子等に対する課税方式について、上場株式等の配当等に対するものと同様とされたこと等に伴い、規定の整備を行います。（市税条例附則第18条の 2及び附則第19条の 2関係）

(2) 固定資産税及び都市計画税

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する協定倉庫に対して適用する課税標準の特例率を 2分の 1とします。（市税条例附則第14条の 6関係）

(3) その他

規定の整理を行います。（市税条例第28条の 3及び附則第14条の 2並びに名古屋市市税減免条例（平成20年条例第37号。以下「減免条例」といいます。）第 2条、第 4条、第 5条、第 7条及び附則第 3条関係）

2 施行期日

(1) 公布の日から施行します。（市税条例附則第14条の 2及び附則第14条の 6並びに減免条例第 4条、第 5条、第 7条及び附則第 3条関係）

(2) 平成28年10月 1日から施行します。（市税条例第28条の 3及び第28条の 6関係）

(3) 平成29年 1月 1日から施行します。（市税条例附則第18条の 2及び附則第19条の 2並びに減免条例第 2条関係）

○ 火災予防条例の一部を改正する条例（第49号）

1 改正内容

消防法（昭和23年法律第 186号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）等の一部改正に伴い、規定の整備等を行います。（第36条の 4、第36条の 5、第46条及び第64条の 7関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行します。ただし、第46条第 3項の改正規定は、平成25年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第50号）

1 改正内容

(1) 次のとおり新たにコミュニティセンターを設置します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市志段味西コミュニティセンター	名古屋市守山区泉が丘1001番地
名古屋市前山コミュニティセンター	名古屋市名東区猪高町大字高針字梅森坂36番地の 2

(2) 次のとおりコミュニティセンターの名称を変更します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市下志段味コミュニティセンター	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1659番地
名古屋市熊の前コミュニティセンター	名古屋市緑区藤塚一丁目 608番地の 2

2 施行期日

(1) 新たに設置するコミュニティセンターについては、別に規則で定める日から施行します。

(2) 名称を変更するコミュニティセンターについては、平成26年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（第51号）

1 改正内容

名古屋市立志段味東小学校の改築移転に伴い、名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）中別表を改正します。

2 施行期日

平成25年 9月 1日から施行します。

○ 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部を改正する条例（第52号）

1 改正内容

(1) 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの利用料金を指定管理者の収入とします。（第 3条及び第10条関係）

(2) 市内に住所を有する65歳以上の者、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者等について、利用料金の減免を定めるとともに、教育委員会が特別の事由があると認めたときは、名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの指定管理者は利用料金を減免することができることとします。（第 4条関係）

(3) 教育委員会が特別の事由があると認めたときは、名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの指定管理者は利用料金の全部又は一部を還付することができることとします。（第 5条関係）

(4) 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの指定管理者の指定をしようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、公募するものとします。（第 8条関係）

(5) 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの指定管理者の選定の基準を見直します。（第 8条関係）

(6) 利用料金の基準額を定めます。（別表第 1関係）

(7) その他規定の整理を行います。（第 2条及び第 5条の 2関係）

2 施行期日等

(1) 平成26年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日

から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

(3) この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市プール条例の一部を改正する条例（第53号）

1 改正内容

(1) 名古屋市鳴海プール等の利用料金を指定管理者の収入とします。（第6条関係）

(2) 教育委員会が特別の事由があると認めたときは、鳴海プール等の指定管理者は利用料金を減免することができることとします。（第7条関係）

(3) 教育委員会が特別の事由があると認めたときは、鳴海プール等の指定管理者は利用料金の全部又は一部を還付することができることとします。（第8条関係）

(4) 利用料金の基準額を定めます。（別表第1の2及び別表第2関係）

(5) その他規定の整理を行います。（第2条から第5条、第8条の2から第10条、第14条及び別表第1関係）

2 施行期日等

(1) 平成26年4月1日から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

(3) この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例（第54号）

1 改正内容

指定管理者の選定の基準を見直します。（第12条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例（第55号）

1 改正内容

回数駐車券及び定期駐車券の利用料金に関し、規定を整備します。（第3条関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市中小企業振興会館条例の一部を改正する条例（第56号）

1 改正内容

名古屋市中小企業振興会館の駐車場に係る利用料金について、必要な事項を定めます。（第3条関係）

2 施行期日等

(1) 平成26年 4月 1日から施行します。

(2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができることとします。

(3) この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市中小企業振興会館条例の規定に基づいて発行されている回数駐車券の経過措置を定めます。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則（第84号）

1 改正内容

(1) 財団法人名古屋市リサイクル推進公社における清算業務の収束に伴い、名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の規定を整理します。（第2条関係）

(2) 財団法人名古屋市リサイクル推進公社における清算業務の収束に伴い、

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の団体及び同
条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第 8 号）の
規定を整理します。（別表第 1 関係）

2 施行期日

平成25年 8月 1日から施行します。

○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第
85号）

1 改正内容

名古屋市吹上中央帯駐車場及び名古屋市吹上駐車場の入出場の取扱時間
を変更します。（第 2 条関係）

2 施行期日

平成26年 4月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第28号）

1 改正内容

財団法人名古屋市リサイクル推進公社における清算業務の収束に伴い、
規定を整理します。（第 1 条関係）

2 施行期日

平成25年 8月 1日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規
則（第15号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの使用料を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 8項に規定する利用料金に改めることに伴い、規定を整備します。（第 7条から第12条、第26条、第 1号様式及び第 2号様式関係）
- (2) 名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターの指定管理者を公募することに伴い、規定を整備します。（第19条及び第23条関係）

2 施行期日等

- (1) 平成26年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができることとします。

○ 名古屋市プール条例施行規則の一部を改正する規則（第16号）

1 改正内容

名古屋市鳴海プール等の使用料を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 8項に規定する利用料金に改めることに伴い、規定を整備します。（第 4条から第22条、第24条、第31条、第 1号様式及び第 2号様式関係）

2 施行期日等

- (1) 平成26年 4月 1日から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができることとします。

○ 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則（第17号）

1 内容

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則（平成25年名古屋市教育委員会規則第10号）の一部の施行期日を平成25年11月30日と定めるものです。

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第48号

名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部を改正する条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第28条の3第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える。

第28条の6第1項中「当該年度の前年度において第28条の3第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第

27条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)」に改める。

附則第14条の2中「(平成24年法律第17号)」を削る。

附則第14条の6の見出し中「固定資産税」の次に「及び都市計画税」を加え、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第18条の2の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条中「において、法附則第33条の2第5項の規定により申告書を提出したとき」を削り、「配当等に係る」の次に「利子所得及び」を加える。

附則第19条の2の見出し中「株式等」を「一般株式等及び上場株式等」に改め、同条第1項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に、「同条第6項から第10項」を「同条第5項から第8項」に改め、同条第2項中「附則第35条の2の2第1項」を「附則第35条の2の3第1項」に、「特定管理株式又は」を「特定管理株式等、」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債が株式又は同項に規定する公社債」に、「第37条の10の2第1項」を「第37条の11の2第1項」に、「附則第35条の2の2第5項」を「附則第35条の2の3第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等については、同条第5項から第8項までの規定により、市民税の所得割を課する。

(名古屋市市税減免条例の一部改正)

第2条 名古屋市市税減免条例(平成20年名古屋市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「配当所得」を「配当所得等」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の次に「、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

第4条第2項及び第5条第2項中「第312条第3項第3号」を「第312条第3項第4号」に改める。

第7条第1項第20号中「附則第15条の6第2項」の次に「、15条の7第2項」を加え、「若しくは第3項」を「、第3項若しくは第4項」に改め、同項第22号中「、国家公務員法（昭和22年法律第120号。裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する場合を含む。）による法人である国家公務員の団体、地方公務員法（昭和25年法律第261号）による法人である地方公務員の団体」を削る。

附則第3条中「第321条の8第24項」を「第321条の8第19項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中名古屋市市税条例第28条の3第1項及び第28条の6第1項の改正規定 平成28年10月1日
 - (2) 第1条中名古屋市市税条例附則第18条の2及び附則第19条の2並びに第2条中名古屋市市税減免条例第2条第4項の改正規定 平成29年1月1日（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例第28条の6第1項の規定は、平成28年10月1日以後の同条例第19条第1項第1号に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の第1条の規定による改正前の名古屋市市税条例第19条第1項第1号に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例附則第18条の2及び附則第19条の2並びに第2条の規定による改正後の名古屋市市税減免条例第2条第4項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第49号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第36条の4第4項中「部分に」の次に「光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に規定する光電式住宅用防災警報器をいう。以下同じ。）を」を加える。

第36条の4第6項の表中

「

第1項第1号から第4号まで、 第5号イ及びウ並びに第6号に 掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防 災警報器及び住宅用防災報知設備に 係る技術上の規格を定める省令（平 成17年総務省令第11号。以下「住宅 用防災警報器等規格省令」という。）
--	---

	第2条第4号に規定する光電式住宅用防災警報器をいう。以下同じ。)	を
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に規定するイオン化式住宅用防災警報器をいう。）又は光電式住宅用防災警報器	

「

第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器	に
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に規定するイオン化式住宅用防災警報器をいう。）又は光電式住宅用防災警報器	
第1項第6号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（ただし、光電式住宅用防災警報器が煙又は蒸気により誤って感知するおそれのある場合は、定温式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第4号の2に規定する定温式住宅用防災警報器をいう。）を設けることができる。）	

改める。

第36条の5第3項の表中

「

前条第1項第1号から第4号ま	光電式スポット型感知器（感知器等
----------------	------------------

で、第 5 号イ及びウ並びに第 6 号に掲げる住宅の部分	規格省令第 2 条第 9 号に規定する光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第 17 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。以下同じ。)	を
前条第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 8 号に規定するイオン化式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第 16 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器	

前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで並びに第 5 号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 9 号に規定する光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第 17 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。以下同じ。)	に
前条第 1 項第 5 号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第 2 条第 8 号に規定するイオン化式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第 16 条第 2 項で定める 1 種又は 2 種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器	
前条第 1 項第 6 号に掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（ただし、光電式スポット型感知器が煙又は蒸気により誤って感知するおそれのあ	

	る場合は、定温式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第5号に規定する定温式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第14条第2項第1号で定める特種の試験に合格するものであって公称作動温度が80度以下のものに限る。）を設けることができる。）
--	--

」

改め、同条第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第7号まで」に改める。

第46条第3項中「第11条第3項第1号イからホまで」を「第11条第3項第1号イからヘまで」に、「第2号イからホまで」を「第2号イ若しくはロ」に改める。

第64条の7中「、当該防火対象物の防火管理者に」を「当該防火対象物の防火管理者に、当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務の遂行ができないおそれのあるときは当該防火対象物の統括防火管理者に」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第46条第3項の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第50号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

名古屋市志段味西コミュニティセンター	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1659番地	を
名古屋市志段味東コミュニティセンター	名古屋市守山区大字中志段味字宮前1175番地の1	

名古屋市志段味西コミュニティセンター	名古屋市守山区泉が丘1001番地	に、
名古屋市志段味東コミュニティセンター	名古屋市守山区大字中志段味字宮前1175番地の1	
名古屋市下志段味コミュニティセンター	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1659番地	

「	名古屋市神の倉コミュニティセンター	名古屋市緑区藤塚一丁目 608 番地の 2	を
」			
「	名古屋市熊の前コミュニティセンター	名古屋市緑区藤塚一丁目 608 番地の 2	に、
」			
「	名古屋市本郷コミュニティセンター	名古屋市名東区本郷一丁目 238 番地	を
」			
「	名古屋市本郷コミュニティセンター	名古屋市名東区本郷一丁目 238 番地	に
	名古屋市前山コミュニティセンター	名古屋市名東区猪高町大字高針字梅森坂36番地の 2	
」			

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、別表の改正規定中名古屋市志段味西コミュニティセンター及び名古屋市志段味東コミュニティセンターの項を改める部分（名古屋市志段味西コミュニティセンターの項に係る部分を除く。）並びに名古屋市神の倉コミュニティセンターの項を改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第51号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「 | 名古屋市立志段味東小学校 | 名古屋市守山区大字上志段味 306 番地 | 」を

「 | 名古屋市立志段味東小学校 | 名古屋市守山区大字上志段味字道光 |
| 323 番地の 2 | 」に

改める。

附 則

この条例は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第52号

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部を改正する条 例

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び別表第 2」を削る。

第 3 条から第 5 条までを削る。

第 5 条の 2 第 1 項中「名古屋市上社レクリエーションルーム（以下「上社レ
クリエーションルーム」という。）の」を削り、「上社レクリエーションルー
ムの使用者」を「使用者」に、「上社レクリエーションルームの管理」を「セ
ンターの管理」に改め、「（以下「上社レクリエーションルームの指定管理者」
という。）」を削り、同条第 2 項中「上社レクリエーションルームの」を削り、
同条第 3 項中「別表第 2」を「別表第 1」に改め、「上社レクリエーションル
ームの」を削り、「駐車場」を「名古屋市上社レクリエーションルームの駐車
場」に、「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条第 4 項中「上社レクリエー

ションルームの」を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第4条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、前条第3項の規定により定めた1回券の利用料金の額から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の利用料金の額が100円未満となる場合の利用料金の額は、100円とする。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者 当該利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の教育委員会規則で定める者 当該利用料金の全額

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

第5条の3を削る。

第5条の4中「上社レクリエーションルームの」を削り、同条を第5条とする。

第5条の5第1項中「黒川スポーツトレーニングセンター」を「名古屋市黒川スポーツトレーニングセンター」に改め、同条第2項中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第5条の2とする。

第8条第1項ただし書を削り、同条第3項中第4号を削り、同項第5号の表中「上社レクリエーションルーム」を「名古屋市上社レクリエーションルーム」に改め、同号を同項第4号とする。

第10条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1

使用区分		利用料金の基準額						
		1回券	回数券	定期券	午前	午後1	午後2	夜間
名古屋 市黒川 スポー ツトレ ーニン グセン	トレーニング 室	100円 (300円)	5回分 400円 (1,000円)	1月券 800円 (1,600円) 1年券 6,400円 (12,800円)				

ター	同 附 属 設 備	浴室サウ ナ室	400円	11回分 4,000円 25回分 8,000円					
	軽 運 動 室	卓球に使用する場合（コート1面につき）				300円	300円	300円	400円
		その他の場合（全面）				2,100円	2,100円	2,100円	2,400円
名古屋 市上社 レクリ エーション ルーム	軽 運 動 室	卓球に使用する場合（コート1面につき）				300円	300円	300円	400円
		その他の場合（全面）				2,100円	2,100円	2,100円	2,400円
	軽 運 動 室 兼 会 議 室	卓球に使用する場合（コート1面につき）				300円	300円	300円	400円
		その他の場合（全面）				1,100円	1,100円	1,100円	1,200円

備考

- 1 トレーニング室及び浴室サウナ室にあっては、小学校就学の始期に達するまでの者は無料とする。
- 2 () 内の額は、15歳以上の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）が使用する場合に適用する。
- 3 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午 前 午前9時から正午まで
 - (2) 午後1 正午から午後3時まで
 - (3) 午後2 午後3時から午後6時まで
 - (4) 夜 間 午後6時から午後9時まで
- 4 軽運動室及び軽運動室兼会議室にあっては、管理上支障がないと認めたときは、前号に掲げる使用時間の区分を2分の1に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の基準額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額とする。
- 5 その他の附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに委員会が定める額とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

名古屋市プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第53号

名古屋市プール条例の一部を改正する条例

名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2を削る。

第2条中「の設備の全部又は一部を専用」を「を使用」に改め、同条に次の2項を加える。

2 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) プールの管理上支障があるとき。

(3) その他委員会が必要と認めるとき。

3 委員会は、第1項の許可に際して、プールの管理上必要な条件を付けることができる。

第3条を次のように改める。

第3条 名古屋市港プール、名古屋市名城プール、名古屋市中川プール、名古屋

屋市守山プール、名古屋市熱田プール、名古屋市楠プール、名古屋市山田プール及び名古屋市富田プール（以下「港プール等」という。）の使用の許可を受けた者は、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とする。

第8条中「但し」を「ただし」に、「ことがある」を「ことができる」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

第6条 名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール、名古屋市南陽プール、名古屋市山田西プール及び名古屋市富田北プール（以下「鳴海プール等」という。）の使用の許可を受けた者（以下「鳴海プール等の使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第11条の規定により鳴海プール等の管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

- 2 鳴海プール等の使用者は、利用料金を指定管理者が委員会の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

- 3 利用料金の額は、別表第2に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定める額とする。ただし、名古屋市鳴海プール及び名古屋市南陽プールの駐車場の利用料金の額は、別表第3に定める額とする。

- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額を、前条第3項の規定により定めた1回券の利用料金の額から減免する。ただし、第1号に定める額を減免した後の利用料金の額が100円未満となる場合の利用料金の額は、100円とする。

(1) 市内に住所を有する65歳以上の者 当該利用料金の3分の2の額（100円未満の端数は、切り上げる。）

(2) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者その他の教育委員会規則で定める者 当該利用料金の全額

- 2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、委員会が特別の事由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

第8条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、委員会が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

第8条の2第1項中「第1条の2第1項」を「第3条第1項及び第6条第1項」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第8条の3 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のプールの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

第9条第1項中「使用者」を「プールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、同条第2項中「終り」を「終わり」に改め、同項及び同条第3項に項番号を付する。

第10条第2項を削る。

第14条第3号中「関すること」の次に「（港プール等の指定管理者に限る。）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1

1 専用使用

プール名	使 用 区 分	使 用 料 の 額	
		2 時間	
港プール等	練 習 プ ー ル	12,000円	
備考			
1 入場料その他これに類するものを徴収する場合における使用料の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。			
2 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに委員会が定める額とする。			

2 個人使用

プール名	使 用 区 分	使 用 料 の 額	
		1 回 券	
港プール等	練 習 プ ー ル	100円 (300円)	
備考			
1 小学校就学の始期に達するまでの者は、無料とする。			
2 () 内の額は、15歳以上の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除			

く。)が使用する場合に適用する。

別表第3を別表第4とし、別表第2を削る。

別表第1の2中「使用料の額」を「利用料金の額」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2

1 専用使用

プール名	使 用 区 分		利 用 料 金 の 基 準 額				
			2 時 間	午 前	午後 1	午後 2	夜 間
名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール及び名古屋市山田西プール	屋 内 プ ー ル		13,000円				
名古屋市南陽プール	屋 内 プ ー ル		13,000円				
	軽運動室	卓球に使用する場合（コート1面につき）		300円	300円	300円	350円
		その他の場合（全面）		1,300円	1,300円	1,300円	1,600円
	会 議 室			1,100円	1,100円	1,100円	1,200円
名古屋市富田北プール	屋 内 プ ー ル		13,000円				
	体育室	全面を専用する場合		1,800円	1,800円	1,800円	2,100円
		その他の場合		9,000円	9,000円	9,000円	10,500円
	一部を専用する場合	バドミントン（コート1面につき）		700円	700円	700円	900円
		インディアカ（コート1面につき）		700円	700円	700円	900円
		卓球（コート1面につき）		450円	450円	450円	500円
		その他スポーツ（250平方メートル以内につき）		900円	900円	900円	1,100円

備考

1 使用時間の区分は、次のとおりとする。

(1) 午 前

午前 9 時から正午まで

(2) 午後 1

正午から午後 3 時まで

(3) 午後 2

午後 3 時から午後 6 時まで

(4) 夜 間

午後 6 時から午後 9 時まで

- 2 軽運動室にあつては、管理上支障がないと認めたときは、使用時間の区分を2分の1に区切って使用を許可できるものとし、この場合の利用料金の基準額は、この表に定める額に0.5を乗じて得た額（10円未満の端数は切り上げる。）とする。
- 3 名古屋市南陽プールの屋内プールにあつては、使用の許可は水面面積を2分の1に区分して行うものとする。
- 4 入場料その他これに類するものを徴収する場合の利用料金の基準額は、この表に定める額に2（屋内プールを使用する場合にあつては、2.5）を乗じて得た額とする。
- 5 ロッカーの利用料金の額は、1日1回につき10円とする。

2 個人使用

プール名	使用区分	利用料金の基準額		
		1回券	回数券	定期券
名古屋市鳴海プール、 名古屋市香流橋プール、 名古屋市山田西プール 及び名古屋市富田北プール	屋内プール	200円 (500円)	11回分 2,000円 (5,000円) 25回分 4,000円 (10,000円)	1月券 2,000円 (4,000円) 1年券 16,000円 (32,000円)
名古屋市南陽プール	屋内プール	200円 (500円)	11回分 2,000円 (5,000円) 25回分 4,000円 (10,000円)	1月券 2,000円 (4,000円) 1年券 16,000円 (32,000円)
	トレーニング室	100円 (300円)	5回分 400円 (1,000円)	1月券 800円 (1,600円) 1年券 6,400円 (12,800円)
備考				
1 小学校就学の始期に達するまでの者は、無料とする。				
2 () 内の額は、15歳以上の者（中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。）が使用する場合に適用する。				
3 ロッカーの利用料金の額は、1日1回につき10円とする。				

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市プール条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第54号

名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例

名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 4 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第55号

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「利用料金」の次に「の額」を加え、「2 割」を「5 割」に、「8 割 5 分」を「9 割 5 分」に改め、「定める」の次に「額とする」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の規定に基づいて発行されている回数駐車券及び定期駐車券は、

施行日以後も、なお効力を有する。

名古屋市中小企業振興会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第56号

名古屋市中小企業振興会館条例の一部を改正する条例

名古屋市中小企業振興会館条例（昭和58年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「利用料金」の次に「の額」を加え、「2割」を「5割」に改め、「定める」の次に「額とする」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、駐車場の1回の入出庫の取扱い時間（自動車を駐車場に入庫させ、又は駐車場から出庫させることができる時間をいう。以下同じ。）において、指定管理者が市長の承認を得て定める時間を超えて継続して駐車した場合における利用料金については、その超えた時間を除いて計算することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の名古屋市中企業振興会館条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市中企業振興会館条例の規定に基づいて発行されている回数駐車券は、施行日以後も、なお効力を有する。

名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年7月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第84号

名古屋市事務分掌条例施行細則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部を改正する規則

(名古屋市事務分掌条例施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条環境局総務課の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の団体及び同条例第10条の特定法人を定める規則（平成14年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「財団法人名古屋市リサイクル推進公社
一般財団法人愛知県建築住宅センター」を
「一般財団法人愛知県建築住宅センター」に改める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第85号

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

名古屋市吹上中央帯駐車場	午前 8 時から午後11時まで
--------------	-----------------

」

を

「

名古屋市吹上中央帯駐車場	午前 0 時から午後12時まで
--------------	-----------------

」

に、

名古屋市吹上駐車場	午前 8 時から午後11時まで
-----------	-----------------

を

名古屋市吹上駐車場	午前 8 時から午後 9 時まで
-----------	------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市告示第 393 号

仮換地指定に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る昭島都市計画事業及び立川都市計画事業立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業施行者独立行政法人都市再生機構が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第98条第 1 項及び第 5 項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第77条第 5 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が東京都立川市曙町一丁目21番 1 号所在の掲示板に掲示されています。

平成25年 7 月16日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
福地 釧吉	名古屋市東区長堀町二丁目 3 番地	東京都昭島市中神町字東武蔵 野1357番13

名古屋市住宅都市局市街地整備部市街地整備課

名古屋市告示第 394 号

告示の訂正について

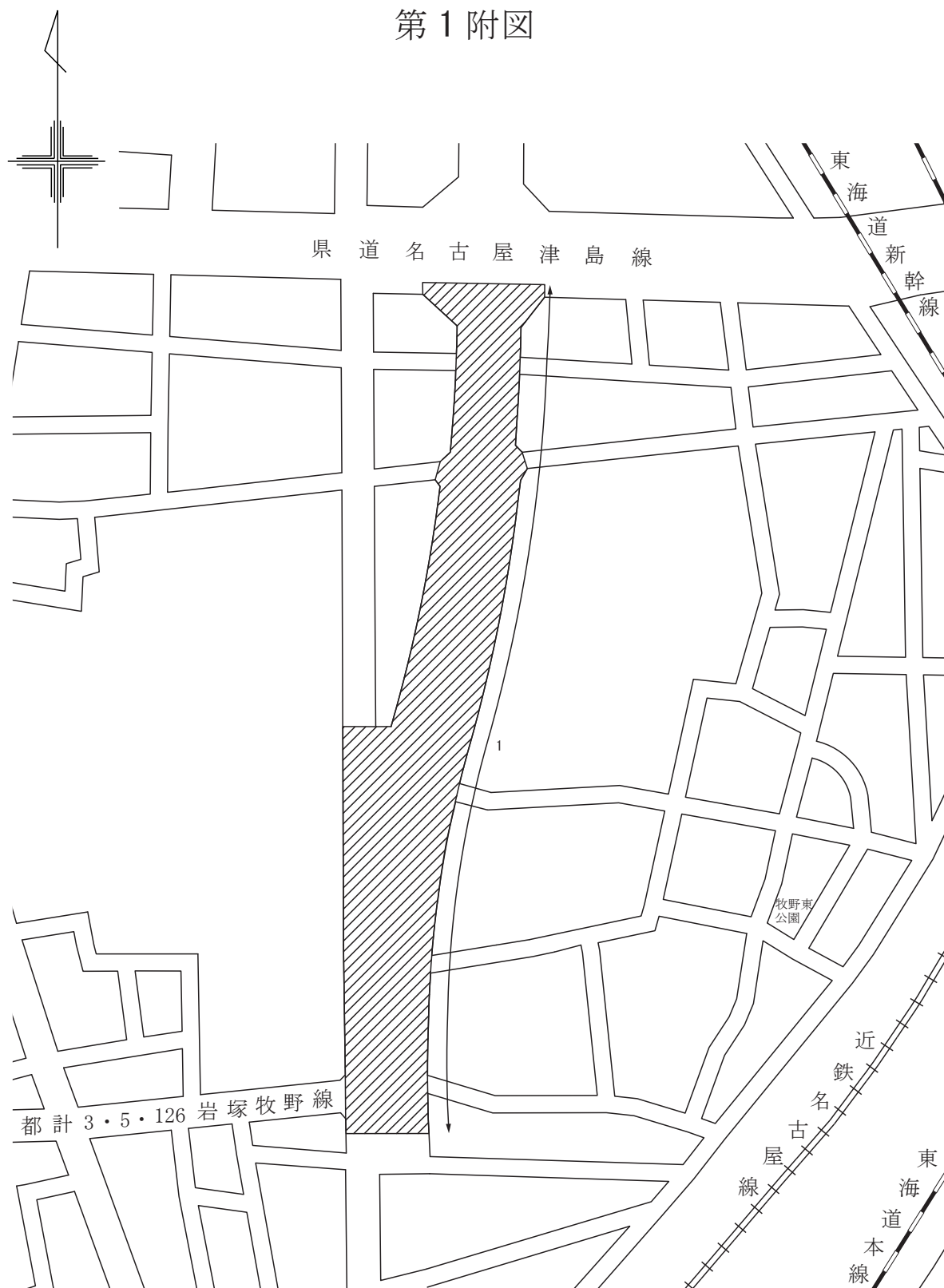
平成25年名古屋市告示第 370 号（電線共同溝を整備すべき道路の指定について）の第 1 附図を次のとおり訂正します。

平成25年 7 月 16 日

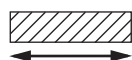
名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

第1 附図



凡 例



電線共同溝を整備すべき道路

名古屋市告示第 395号

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市中志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成25年 7月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成25年 7月19日から平成25年 8月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第 396号

葵土地区画整理審議会委員の選挙における届出のあった候補者について

平成25年 8月 4日に執行する名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員選挙につきまして、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第 2項の規定により届出のありました候補者は、次のとおりです。

平成25年 7月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 宅地の所有者のうちから選挙される委員に立候補した者

氏 名	住 所
宇野 晃	名古屋市東区葵二丁目 9番18号
加藤 克佳	名古屋市東区葵二丁目 4番16号
川島 悦雄	名古屋市東区葵二丁目 4番12号
櫻井 啓正	名古屋市東区葵三丁目17番 6号
鈴木 利男	名古屋市東区葵三丁目17番36号
高橋 昭夫	名古屋市東区葵二丁目 9番 6号
中野 幸夫	名古屋市東区葵三丁目 1番15号

2 宅地について借地権を有する者のうちから選挙される委員に立候補した者

名 称	主たる事務所の所在地
合資会社宮松	名古屋市東区葵三丁目17番41号

名古屋市住宅都市局市街地整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 397号

葵土地区画整理審議会委員選挙の無投票

平成25年 8月 4日に執行する名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員選挙については、届出のありました候補者の数が選挙すべき委員の数を超えませんので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により、投票を行いません。

平成25年 7月19日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市住宅都市局市街地整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 398号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成25年 7月19日

名古屋市長 河 村 た か し

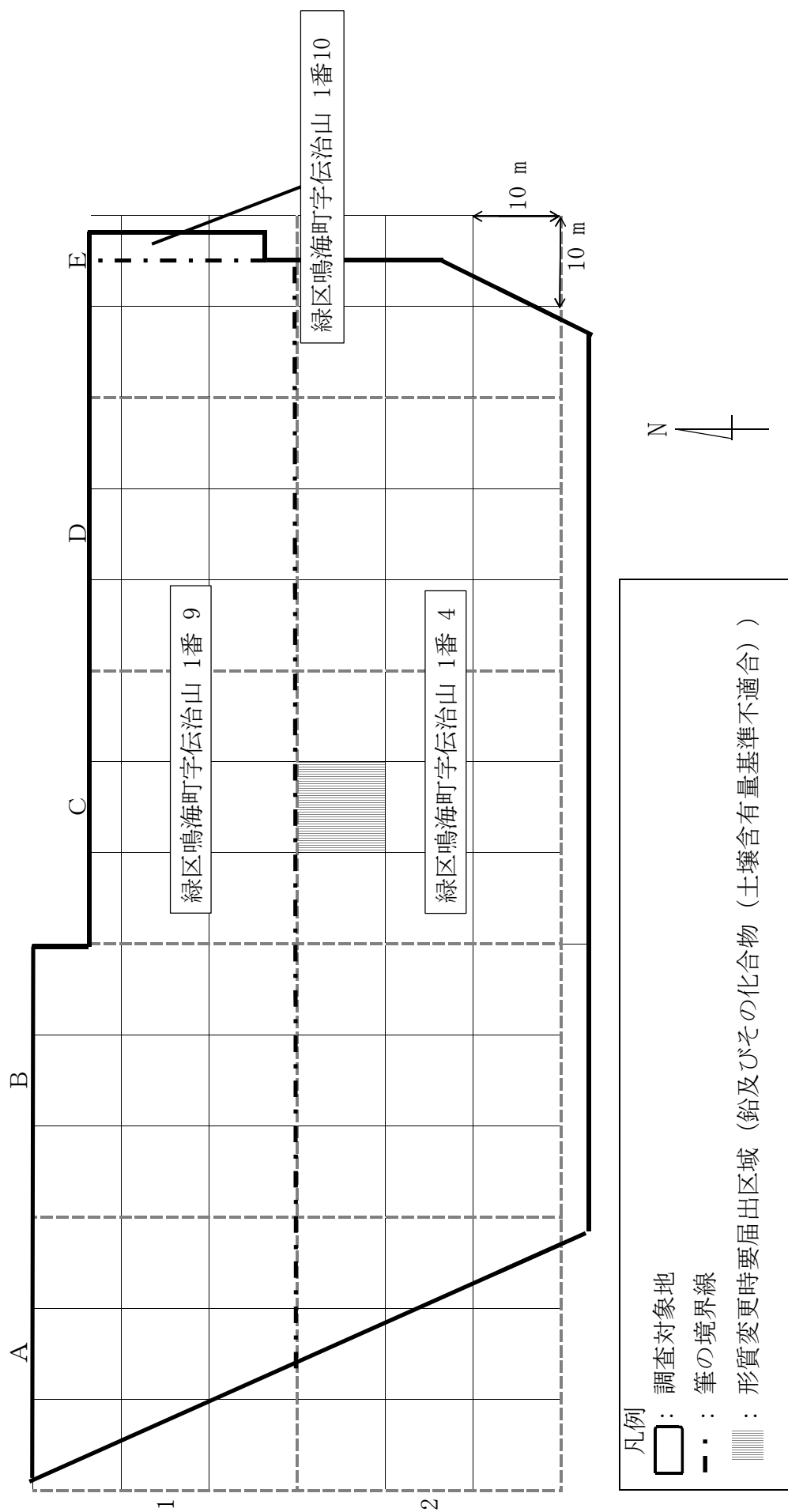
1 指定する区域

名古屋市緑区鳴海町字伝治山 1番 4の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 399号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成25年 7月19日

名古屋市長 河 村 た か し

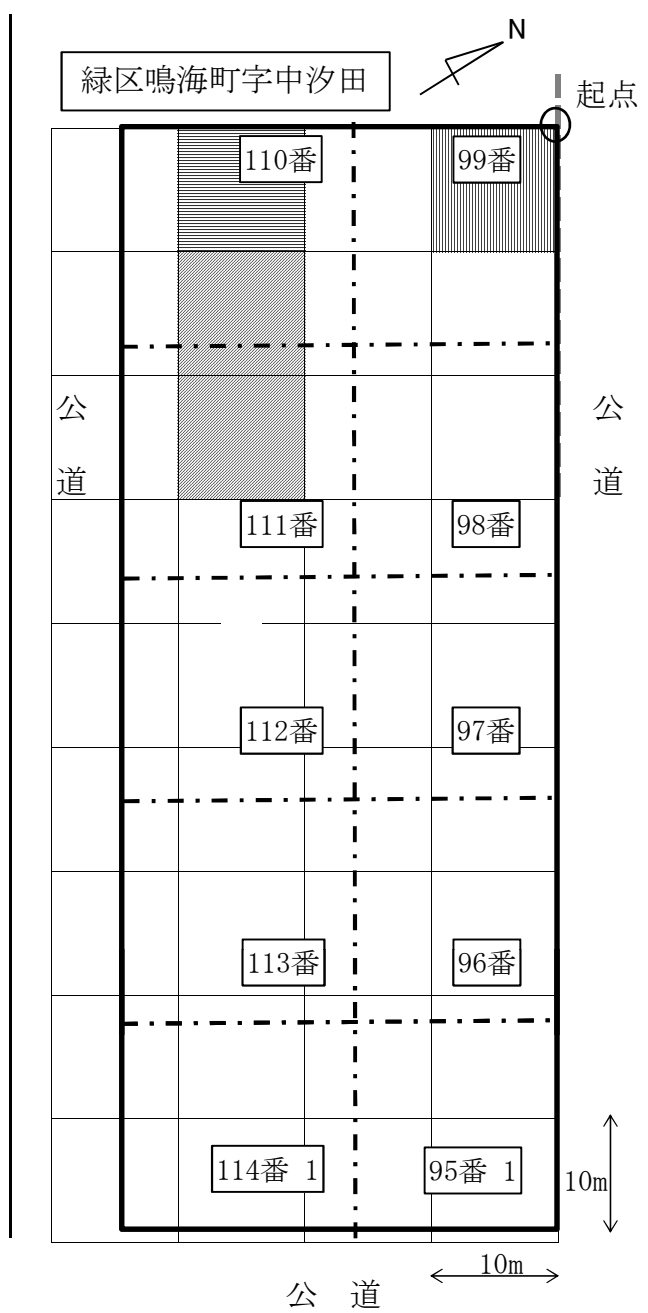
1 指定する区域

名古屋市緑区鳴海町字中汐田99番の一部、 110番の一部及び 111番の一部
（詳細は、別紙のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1項の基準
に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



: 調査対象地



: 筆の境界線



: 形質変更時要届出区域（トリクロロエチレン（土壌溶出量基準不適合））



: 形質変更時要届出区域（ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））



: 形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに
ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 400号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成25年 7月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

平成25年 7月20日及び同月21日の供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 401号

告示の訂正について

平成25年名古屋市告示第 380号（市営住宅入居希望者の公募）の一部を次のとおり訂正します。

平成25年 7月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 申込みの資格の項中第 1号から第 8号までを 1号ずつ繰り下げ、同項に第 1号として次の 1号を加える。

(1) 申込みをした日において申込者本人の年齢が40歳未満であること。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市達第28号

環 境 局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

平成25年 7 月19日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 条環境局総務課庶務係の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この達は、平成25年 8 月 1 日から施行する。

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市教育委員会委員長 古 川 隆

名古屋市教育委員会規則第15号

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則の一部を改
正する規則

名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則（昭和58年名古屋市教
育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「、回数券」の次に「、定期券」を加え、同条第1項中
「使用料」を「利用料金」に改め、「、回数券」の次に「、定期券」を加え、
同条第2項中「、回数券」の次に「、定期券」を加える。

第8条（見出しを含む。）中「、回数券」の次に「、定期券」を加える。

第9条から第11条までを削る。

第11条の2中「条例第5条の2第3項」を「条例第3条第3項」に改め、同
条を第9条とする。

第11条の3第1項中「駐車場を」を「名古屋市上社レクリエーションルーム
の駐車場を」に改め、同条を第10条とする。

第11条の4第2項中「第3号」の次に「から第6号まで」を加え、同項に次

のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、同項第7号及び第8号の規定による場合において個人使用に係る減免を受けようとするときは、この限りでない。

第11条の4第1項中「条例第5条の3」を「条例第4条第2項」に改め、同項第2号中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、同項第3号中「第9条第1項」を「前項」に改め、同項中第5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加え、同項を同条第2項とする。

(4) 前項に定める者に同行する介護者（前項に定める者1人につき2人以内に限る。）がトレーニング室及び浴室サウナ室を使用する場合 利用料金の全額

(5) 市内に住所を有する65歳以上の者（以下「市内の高齢者」という。）が回数券又は共通回数券によりトレーニング室を使用する場合 次のア及びイに掲げる額

ア 回数券の場合 1回券の利用料金の額に3分の2を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り上げる。ただし、条例第4条第1項第1号の規定により減免した後の1回券の利用料金の額が100円未満となる場合は、利用料金の額から100円を減じた額）に回数券の利用料金の額を1回券の利用料金の額で除して得た数（小数点以下第1位未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り上げる。）

イ 共通回数券の場合 5回分 700円

(6) 市内の高齢者が定期券又は共通定期券によりトレーニング室を使用する場合 利用料金の額に3分の2を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り上げる。）

第11条の4に第1項として次の1項を加え、同条を第11条とする。

条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳のいずれかの交付を受けている者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条に規定する被爆者健康手帳

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳

(5) 市長の発行する愛護手帳（これに類する療育手帳等を含む。）

第 29 条を第 30 条とし、第 26 条から第 28 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 25 条第 1 項中「第 27 条」を「第 28 条」に改め、同条を第 26 条とする。

第 24 条を第 25 条とする。

第 23 条中「（名古屋市黒川スポーツトレーニングセンターを除く。）」を削り、同条を第 24 条とする。

第 22 条を第 23 条とし、第 21 条を第 22 条とし、第 20 条を第 21 条とする。

第 19 条ただし書を削り、同条を第 20 条とする。

第 18 条を第 19 条とし、第 12 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 11 条の 5 第 1 項中「条例第 5 条の 4 ただし書」を「条例第 5 条ただし書」に改め、同項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 共通定期券（1 年券に限る。）の交付を受けた者が共通定期券による使用の中止を申し出た場合 当該共通定期券の残存有効期間に応じ、委員会が定める額

(5) 共通定期券の交付を受けた者の責めに帰することのできない事由によって使用することができなくなった場合 その都度委員会が定める額

第 11 条の 5 中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 12 条とする。

2 定期券の利用料金を還付する場合及びその額については、前項第 4 号及び第 5 号の規定を準用する。ただし、指定管理者が委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

第 1 号様式中「第 1 号様式（第 11 条の 2 関係）」を「第 1 号様式（第 9 条関係）」に、「（あて先）」を「（宛先）」に、「第 5 条の 2 第 3 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

第 2 号様式中「第 2 号様式（第 18 条関係）」を「第 2 号様式（第 19 条関係）」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第19条ただし書を削る改正規定及び第23条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市教育委員会委員長 古 川 隆

名古屋市教育委員会規則第16号

名古屋市プール条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 1 章及び第 2 章の章名を削る。

第 4 条から第 8 条までを次のように改める。

（使用許可申請の手続）

第 4 条 条例第 2 条第 1 項の規定によりプールの使用（個人使用を除く。）の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用するプール名
- (2) 使用区分
- (3) 使用目的
- (4) 使用期日及び時間
- (5) 入場予定人員

(6) 特別の設備等の要否

(7) 入場料その他これに類するものの徴収の有無及びこれらを徴収する場合におけるその額

(8) 使用責任者の住所及び氏名

(9) その他必要な事項

2 前項の使用申込書は、使用しようとする日の属する月の前2月以後において提出することができる。ただし、委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の手続については、委員会が別に定めるところにより、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム（以下「情報システム」という。）を利用する方法によることができる。

4 練習プール及び屋内プールにあっては、第1項の規定による使用申込書の提出があった場合には、個人使用の状況を考慮して許可をする。

（使用期間）

第5条 プールの使用期間は、専用使用の場合にあっては、同一使用者につき、引き続き3日以内とする。ただし、委員会が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

（使用の許可）

第6条 条例第2条第1項の規定による許可をしたとき（個人使用に係る場合を除く。）は、申請者に使用許可書を交付する。ただし、委員会が別に定めるところにより、情報システムを利用する方法による場合については、この限りでない。

（1回券及び共通回数券の交付等）

第7条 練習プールを個人使用しようとする者は、使用料を納めて1回券又は共通回数券の交付を受けなければならない。

2 1回券及び共通回数券の様式は、別に定める。

3 1回券は発行の日に限り有効とする。

（1回券及び共通回数券による使用手続）

第8条 1回券又は共通回数券の交付を受けた者が練習プールを個人使用するときは、入口において当該1回券又は共通回数券を係員に示して改札を受け

なければならない。

第 8 条の 2 を削る。

第 9 条の見出し中「個人使用料」を「使用料」に改め、同条第 1 項中「条例第 7 条第 1 項第 2 号」を「条例第 4 条第 1 項第 2 号」に改め、同条第 2 項中「条例第 7 条第 2 項」を「条例第 4 条第 2 項」に、「個人使用料（ロッカーに係るものを除く。以下この条において同じ。）」を「使用料」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事に専用使用する場合 使用料の全額
- (2) 市内にある学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の主催により当該学校に在学する者が専用使用する場合 使用料の 5 割相当額
- (3) 委員会が認めたアマチュアスポーツ団体が水泳競技大会のために専用使用する場合 使用料の 1 割相当額
- (4) 前項に定める者に同行する介護者（前項に定める者 1 人につき 2 人以内に限る。）が練習プールを個人使用する場合 使用料の全額
- (5) 市内に住所を有する 65 歳以上の者（以下「市内の高齢者」という。）が共通回数券により練習プールを使用する場合 1 回券の使用料の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（100 円未満の端数は、切り上げる。ただし、条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定により減免した後の 1 回券の使用料の額が 100 円未満となる場合は、使用料の額から 100 円を減じた額）に共通回数券の使用料の額を 1 回券の使用料の額で除して得た数（小数点以下第 1 位未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額（100 円未満の端数は、切り上げる。）
- (6) その他委員会が特別の事由があると認める場合 その都度委員会が定める額

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項（第 4 号及び第 5 号を除く。）の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用目的及びその内容並びに減免を必要とする事由を記載した使用料減免申請書を使用申込書に添えて委員会に提出しなければならない。ただし、同項第 6 号の規定による場合において個人使用に係る減免を受けよ

うとするときは、この限りでない。

第10条中「ときは、」の次に「練習プールの個人使用に係る」を加える。

第11条を削る。

第10条の2の見出し中「個人使用料」を「使用料」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第5条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 名古屋市港プール、名古屋市名城プール、名古屋市中川プール、名古屋市守山プール、名古屋市熱田プール、名古屋市楠プール、名古屋市山田プール及び名古屋市富田プール（以下「港プール等」という。）の専用使用の許可を受けた者（以下「港プール等の使用者」という。）の責めに帰することができない事由によって使用することができなくなった場合 使用料の全額
- (2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が専用使用の許可を取り消した場合 使用料の全額
- (3) 港プール等の使用者が許可を受けた使用の日の前14日までに専用使用の許可の取消しを申し出た場合 使用料の5割相当額
- (4) その他使用前において専用使用の許可の取消しを申し出て、委員会が相当の事由があると認めた場合 その都度委員会が定める額

第10条の2第2項中「個人使用料」を「使用料」に改め、「者は、」の次に「使用許可書その他の」を加え、同条を第11条とする。

第12条を次のように改める。

（1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の交付等）

第12条 屋内プール又はトレーニング室を個人使用しようとする者は、利用料金を納めて1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けなければならない。

- 2 1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券の様式は、別に定める。
- 3 1回券は発行の日に限り有効とする。

第3章の章名を削る。

第13条から第15条までを次のように改める。

（1回券、回数券、定期券、共通回数券及び共通定期券による使用手続）

第13条 1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券の交付を受けた者が屋内プール又はトレーニング室を個人使用するときは、入口において当該1回券、回数券、定期券、共通回数券又は共通定期券を係員に示して改札を受けなければならない。

（利用料金の承認の申請）

第14条 指定管理者は、条例第6条第3項の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

（駐車場の使用方法等）

第15条 名古屋市鳴海プール及び名古屋市南陽プールの駐車場を使用する者（駐車時間が30分以内である者を除く。）は、駐車場の使用を終わった際に利用料金を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に利用料金を納付するものとする。

2 回数券の様式は、別に定める。

第33条を第35条とし、第30条から第32条までを2条ずつ繰り下げる。

第29条第1項中「第31条」を「第33条」に改め、同条を第31条とする。

第28条を第30条とし、第23条から第27条までを2条ずつ繰り下げる。

第22条第1項中「別記様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同条を第24条とする。

（4）管理業務により得られる収入の見込額

第21条を第23条とする。

第4章の章名を削る。

第20条中「専用使用者」を「使用者」に改め、同条を第22条とする。

第19条第1項中「専用使用者」を「練習プール及び屋内プールにあっては、専用使用の許可を受けた者」に改め、同条第2項中「専用使用者」を「使用者」に改め、同条を第21条とする。

第18条の見出し中「専用権」を「使用権」に改め、同条中「専用使用者」を「プールの専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改め、

同条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

(衣類等の保管)

第19条 プールを使用する者の衣類等は、ロッカー備付けプールを使用する場合を除き、その者のプールの使用時間に限り保管する。

2 ロッカー備付けプールを使用する場合においては、ロッカーは、その者のプールの使用時間に限り使用することができる。

3 ロッカー使用中における鍵の管理は、当該ロッカーを使用する者が行うものとする。

第17条を次のように改め、同条を第18条とする。

(利用料金の還付)

第17条 条例第8条ただし書の規定により指定管理者が既納の専用使用に係る利用料金の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 鳴海プール等の専用使用の許可を受けた者（以下「鳴海プール等の使用者」という。）の責めに帰することができない事由によって使用することができなくなった場合 利用料金の全額

(2) 管理上やむを得ない事由が生じたため、指定管理者が専用使用の許可を取り消した場合 利用料金の全額

(3) 鳴海プール等の使用者が許可を受けた使用の日の前14日までに専用使用の許可の取消しを申し出た場合 利用料金の5割相当額

2 条例第8条ただし書の規定により指定管理者が既納の個人使用に係る利用料金の全部又は一部を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 共通定期券（1年券に限る。）の交付を受けた者が共通定期券による使用の中止を申し出た場合 当該共通定期券の残存有効期間に応じ、委員会が定める額

(2) 共通定期券の交付を受けた者の責めに帰することができない事由によって使用することができなくなった場合 その都度委員会が定める額

3 定期券の利用料金を還付する場合及びその額については、前項各号の規定を準用する。ただし、指定管理者が委員会の承認を得た場合は、この限りでない。

4 前3項に掲げるもののほか、指定管理者が委員会の承認を得て定める事由

がある場合は、その都度指定管理者が委員会の承認を得て定める額を還付する。

- 5 利用料金の還付を受けようとする者は、使用許可書その他の委員会が必要と認める書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

第16条を次のように改め、同条を第17条とする。

(利用料金の減免)

第16条 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる手帳のいずれかの交付を受けている者とする。

- (1) 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳
 - (2) 戦傷病者特別援護法第4条に規定する戦傷病者手帳
 - (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条に規定する被爆者健康手帳
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
 - (5) 市長の発行する愛護手帳（これに類する療育手帳等を含む。）
- 2 条例第7条第2項の規定により指定管理者が利用料金（ロッカーに係るものを除く。以下この項において同じ。）を減免することができる場合及びその額は、次のとおりとする。
 - (1) 市又は市の機関が主催する行事に専用使用する場合 利用料金の全額
 - (2) 市内にある学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の主催により当該学校に在学する者が専用使用する場合 利用料金の5割相当額
 - (3) 委員会が認めたアマチュアスポーツ団体が水泳競技大会のために専用使用する場合 利用料金の1割相当額
 - (4) 前項に定める者が乗車している自動車（普通自動車に限る。）を駐車するため、駐車場を使用する場合 利用料金の全額
 - (5) 前項に定める者に同行する介護者（前項に定める者1人につき2人以内に限る。）が屋内プール又はトレーニング室を個人使用する場合 利用料金の全額
 - (6) 市内の高齢者が回数券又は共通回数券により屋内プール又はトレーニング室を使用する場合 次のア及びイに掲げる額

ア 回数券の場合 1 回券の利用料金の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（100 円未満の端数は、切り上げる。ただし、条例第 7 条第 1 項第 1 号の規定により減免した後の 1 回券の利用料金の額が 100 円未満となる場合は、利用料金の額から 100 円を減じた額）に回数券の利用料金の額を 1 回券の利用料金の額で除して得た数（小数点以下第 1 位未満の端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額（100 円未満の端数は、切り上げる。）

イ 共通回数券の場合 次の表に定める額

使 用 区 分	減 免 額
屋内プール	11回分 4,000円
	25回分 8,000円
トレーニング室	5 回分 700円

(7) 市内の高齢者が定期券又は共通定期券により屋内プール又はトレーニング室を使用する場合 利用料金の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（100 円未満の端数は、切り上げる。）

(8) 指定管理者が委員会の承認を得て定める事由がある場合 その都度指定管理者が委員会の承認を得て定める額

(9) その他委員会が特別の事由があると認める場合 その都度委員会が定める額

3 前項（第 4 号から第 7 号までを除く。）の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用目的及びその内容並びに減免を必要とする事由を記載した利用料金減免申請書を使用申込書に添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、同項第 8 号及び第 9 号の規定による場合において個人使用に係る減免を受けようとするときは、この限りでない。

第15条の次に次の 1 条を加える。

（ロッカーの利用料金の納付方法）

第16条 名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール、名古屋市南陽プール、名古屋市山田西プール及び名古屋市富田北プール（以下「鳴海プール等」という。）のロッカーの利用料金は、当該ロッカーの所定の投入口に10円貨幣を投入することにより納付するものとする。

別記様式中「別記様式（第22条関係）」を「別記様式（第24条関係）」に、

「（あて先）」を「（宛先）」に改め、同様式を第 2 号様式とし、別表の次に次の 1 様式を加える。

第 1 号様式（第14条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）名古屋市教育委員会

指定管理者 所在地

名 称

代表者

印

名古屋市プール条例第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり利用料金の額を定めたいので申請します。

記

1 施設の名称、区分及び利用料金の額

2 実施時期

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市プール条例施行規則の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 7 月19日

名古屋市教育委員会委員長 古 川 隆

名古屋市教育委員会規則第17号

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則の一部の
施行期日を定める規則

名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則（平成25年名古屋市教育委員会規則第10号）第2条中別表第3の改正規定（同表大型映像装置の項及び電光表示装置の項を改める部分に限る。）の施行期日は、平成25年11月30日とする。

名古屋市教育委員会告示第27号

名古屋市南陽プール屋内プールの臨時休場について

名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋市南陽プール屋内プールを平成25年10月9日から平成25年10月28日まで臨時休場します。

平成25年 7月19日

名古屋市教育委員会委員長 古 川 隆

教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

名古屋市上下水道局告示第12号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成25年7月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成25年7月16日

名古屋市上下水道局長 小林 寛 司

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成25年8月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
東 区	筒 井 三 丁 目		一部	中区千代田一丁目 名古屋市上下水道局堀留 水処理センター
中川区	富 田 町	千音寺・仏供田 千音寺・松ノ 木	〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
港 区	川 園 二 丁 目		〃	〃
	川 園 三 丁 目		〃	〃
	小 賀 須 一 丁 目		〃	〃
	小 賀 須 二 丁 目		〃	〃
	新 茶 屋 五 丁 目		〃	〃
	寺 前 町		〃	〃

	西茶屋三丁目		〃	〃
	西茶屋四丁目		〃	〃
	東蟹田		〃	〃
緑区	大高町	鳥戸町屋川	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海 水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

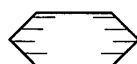
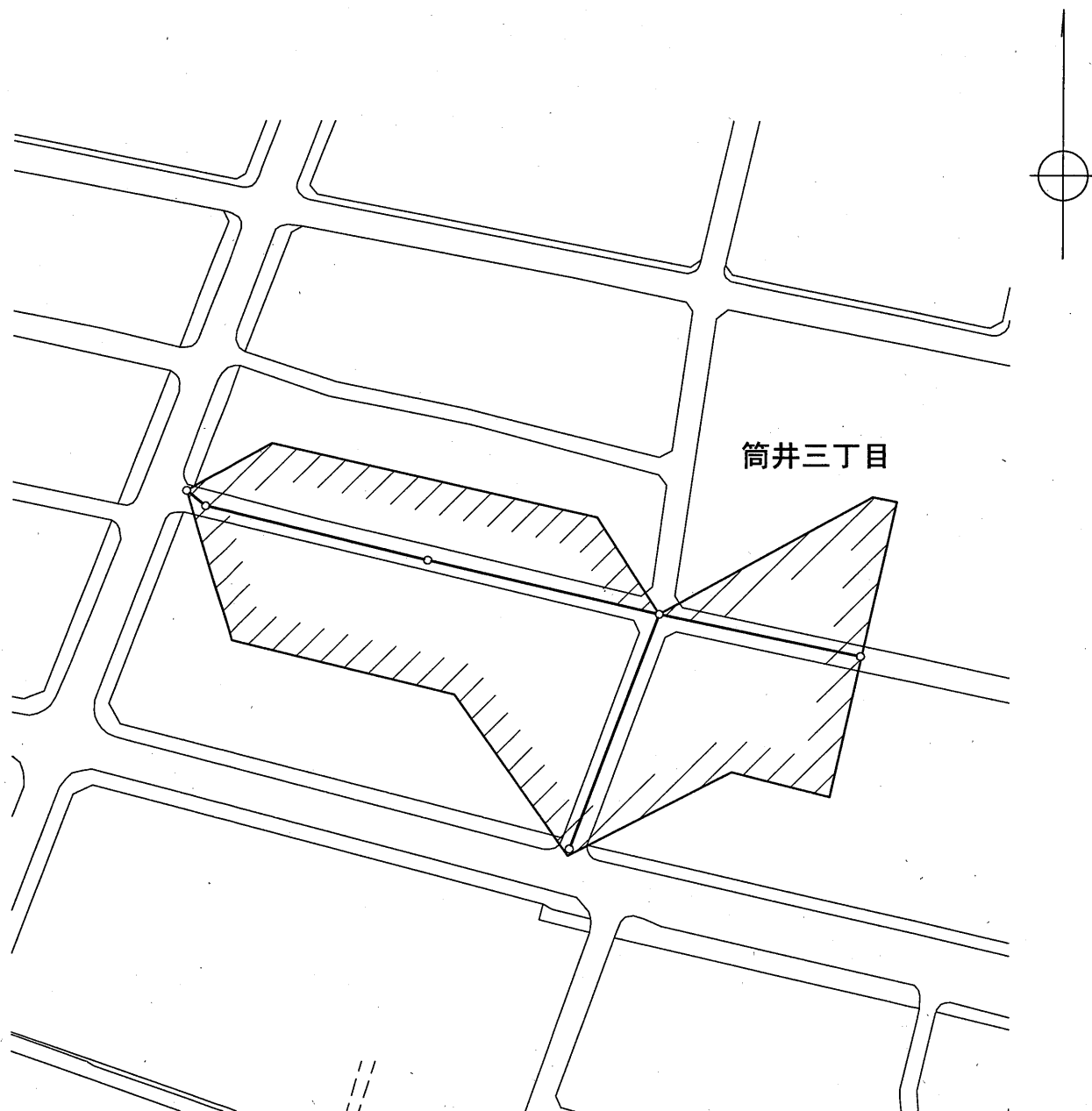
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	東区 中川区 港区（小賀須一丁目、小賀須二丁目及び東蟹田）
分流式	港区（小賀須一丁目、小賀須二丁目及び東蟹田を除く。） 緑区

排水施設の位置図

東区（合流式）



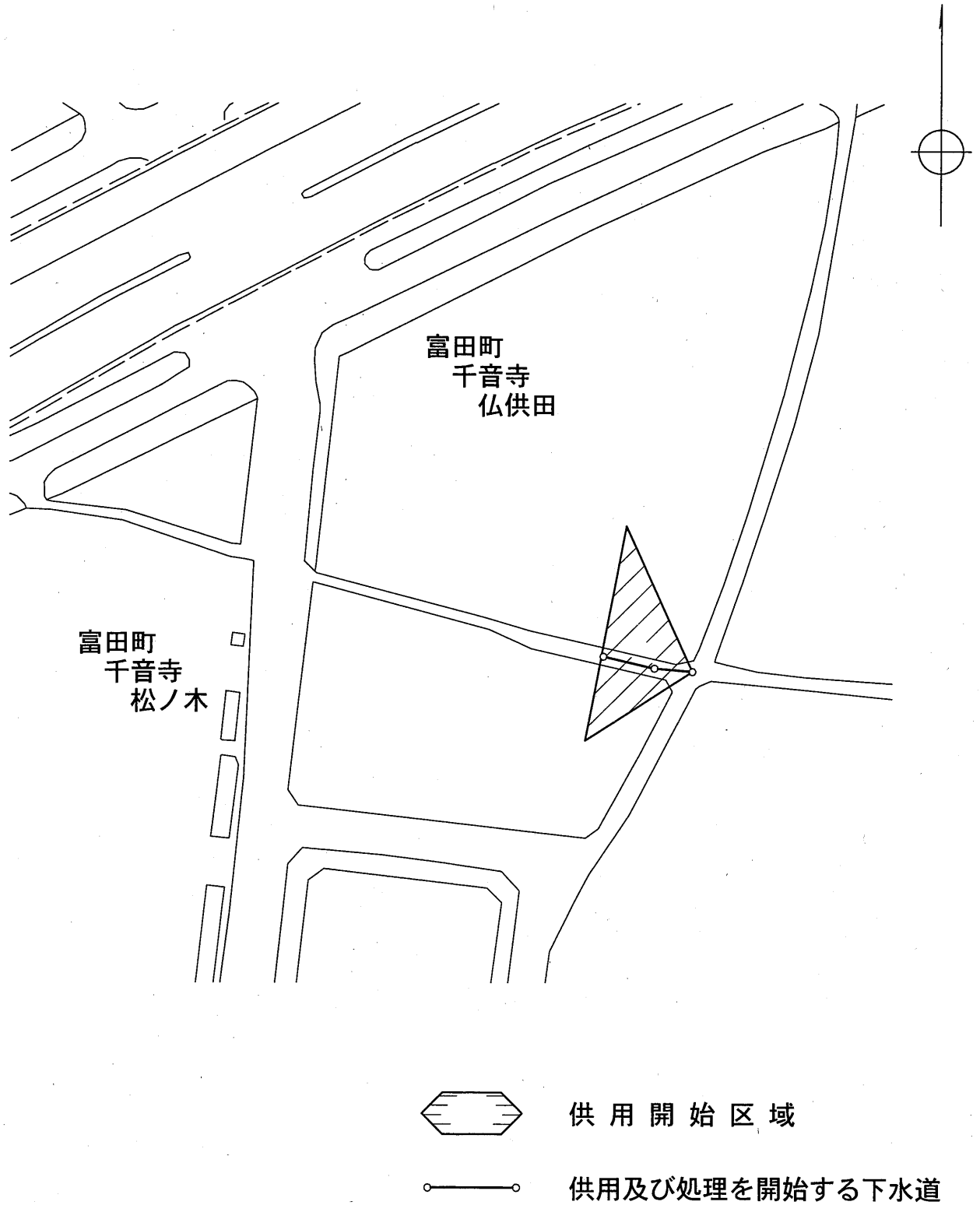
供 用 開 始 区 域



供用及び処理を開始する下水道

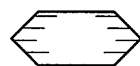
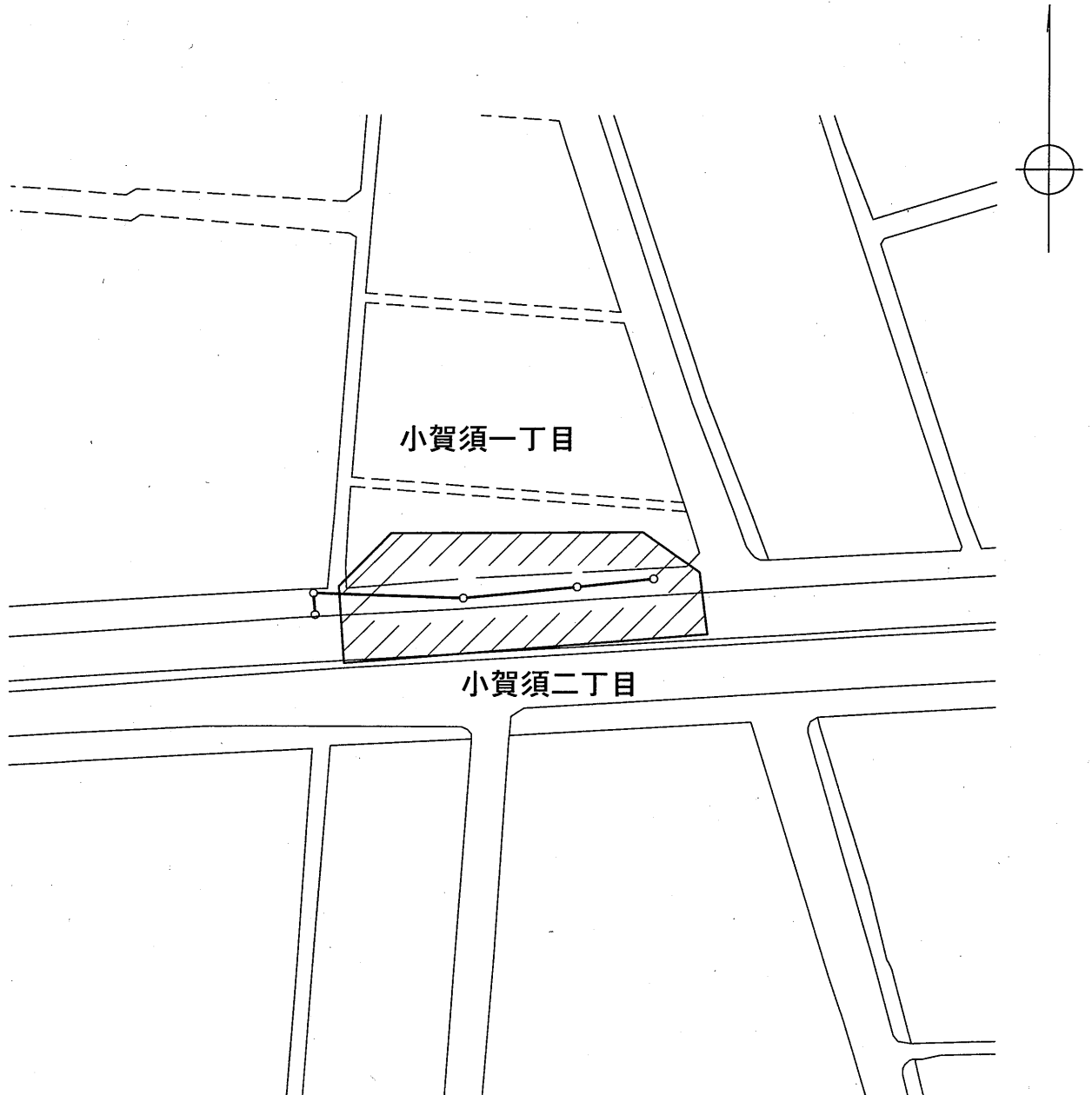
排水施設の位置図

中川区（合流式）



排水施設の位置図

港区（合流式）No. 1



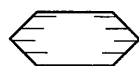
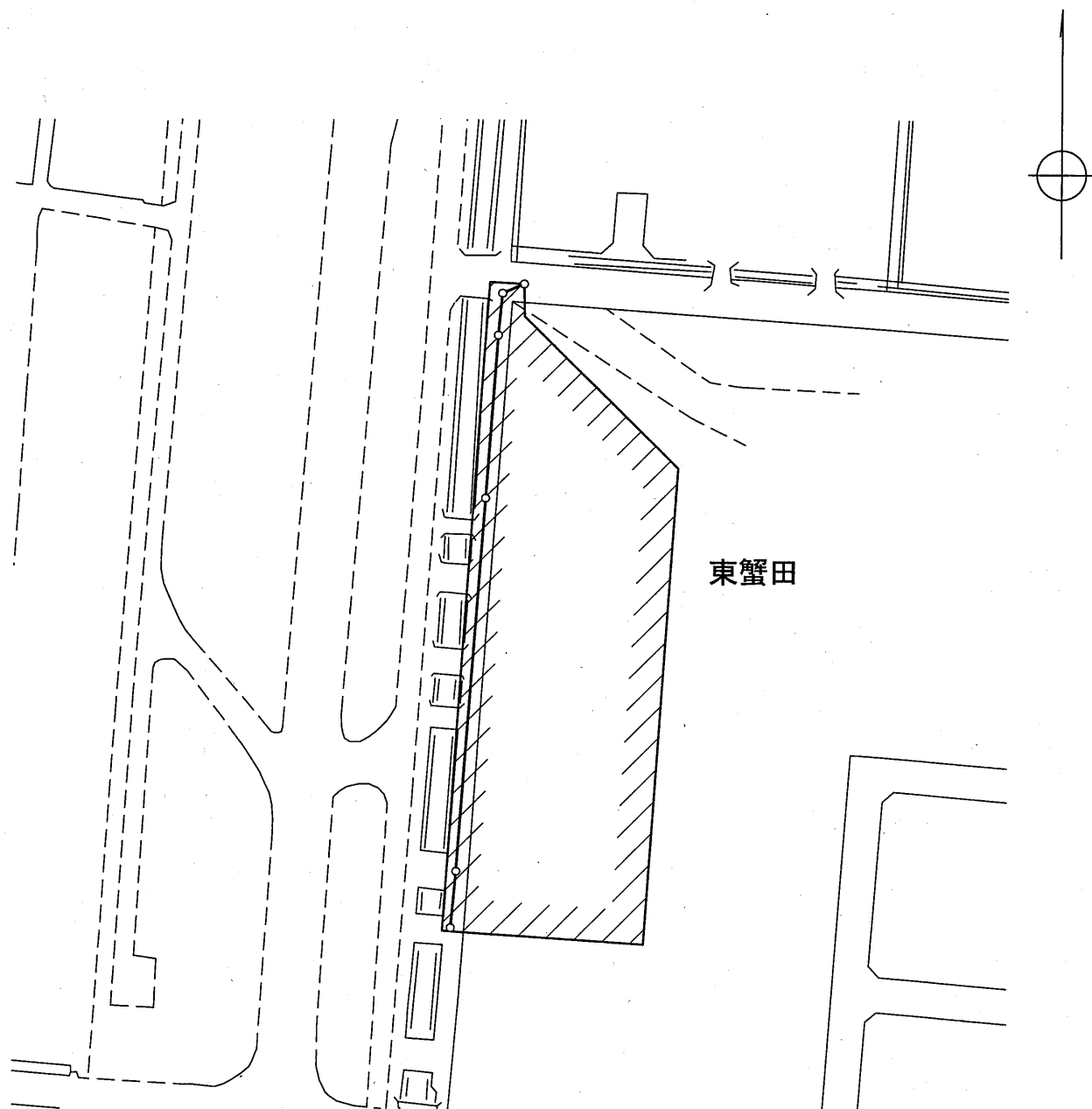
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（合流式）No. 2



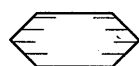
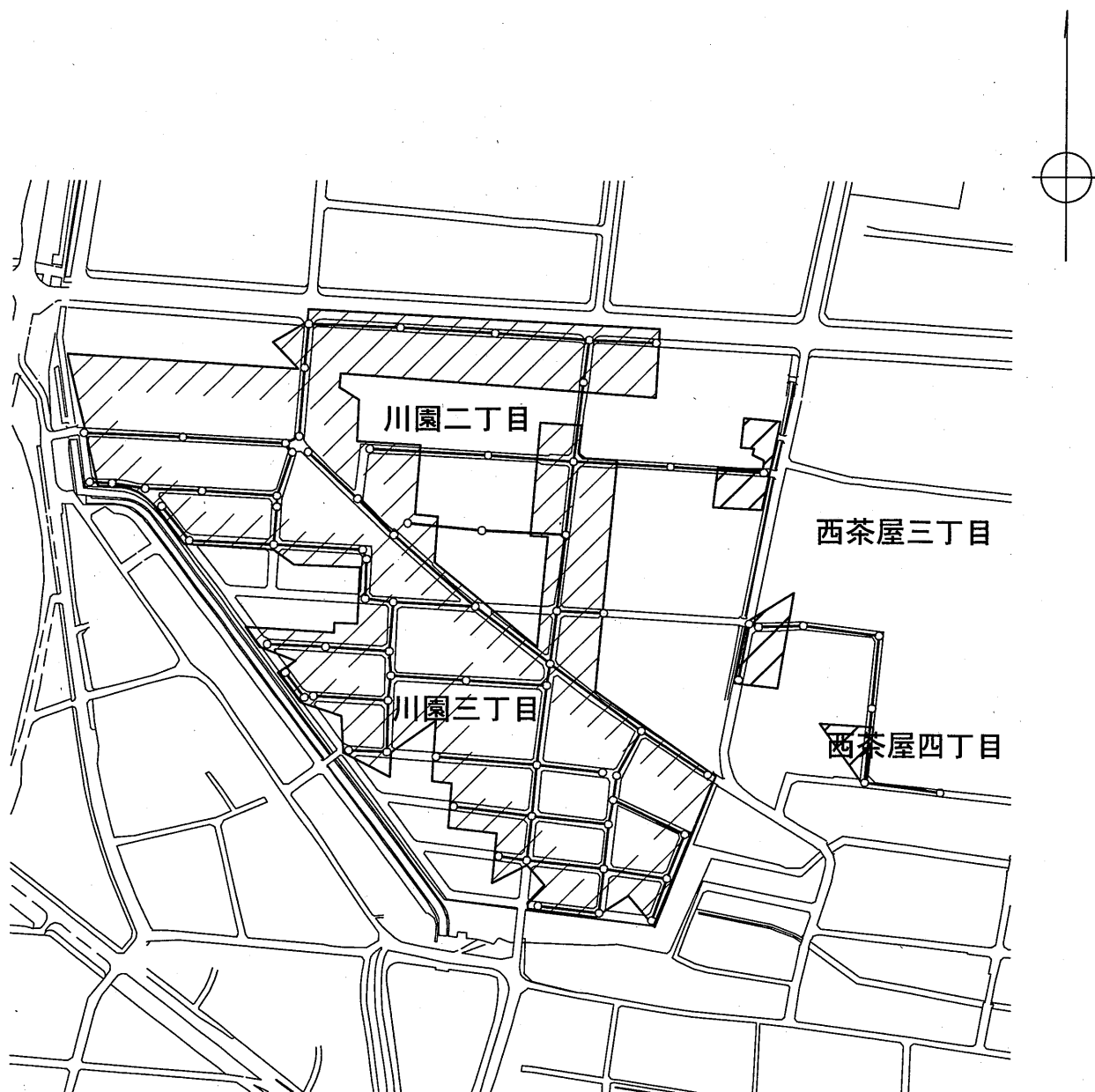
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1



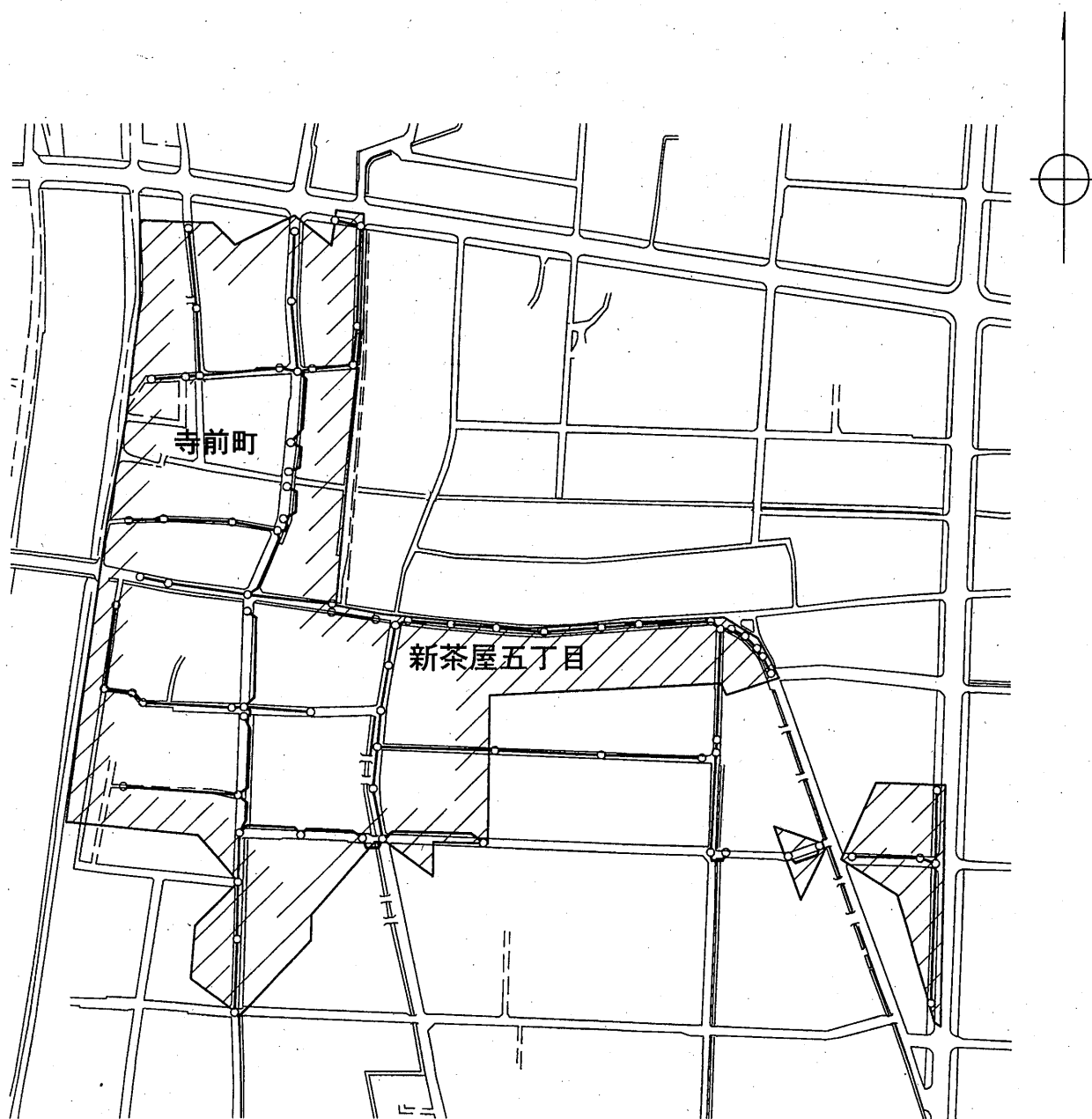
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2



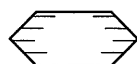
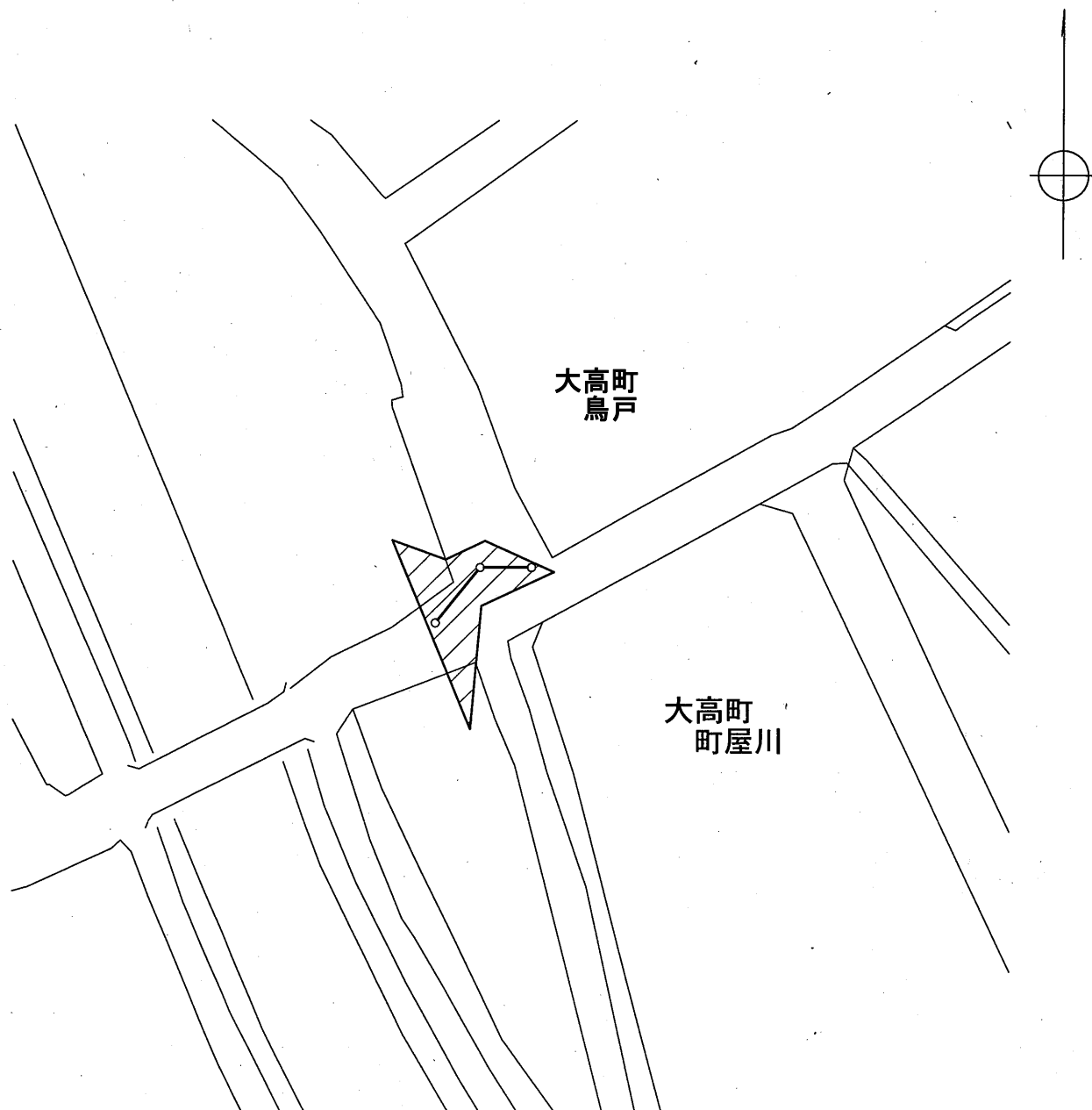
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

特定非営利活動法人の設立の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第10条第 1項の規定により、特定非営利活動法人設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成25年 7月17日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月 日	特定非営利活動 法人の名称	代表者の氏名	主たる事務 所の所在地	定款に記載された目 的
平成25年 6月12日	特定非営利活動 法人 S m a r t ー V i l l a g e S y s t e mコンソーシア ム	桂川 恒巳	名古屋市千 種区覚王山 通 8丁目70 番地の 1池 下E Sビル 5階	この法人は、社会的 課題となっている高 齢化の進展に伴う高 齢者等の買物弱者に 対してこの法人が開 発する S m a r t ー V i l l a g e S y s t e mの普及事 業を通じて、その利 用者に対して買物弱 者支援、地域広報、 地域経済活性化支援、 地域産業振興支援等 に関する当該システ ムの機能を提供し、

				独居高齢者の買物困難や地域広報、地域活性化、地域産業振興に係る問題の改善や解決の支援を図り、地域住民の生活利便性の向上と地域活力の増進に寄与することを目的とする。
平成25年 6月15日	特定非営利活動 法人H a n a M i c h i	加藤 康平	名古屋市中 村区太閤通 4丁目32番 地メイツ名 駅シティフ ォート1504 号	この法人は、未婚者に対して、結婚活動の支援に関する事業を行い、少子高齢化に係る問題の改善や解決を図り、婚姻率・出生率の向上に寄与することを目的とする。

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から 2月を経過する日まで名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター（名古屋市中区栄三丁目18番 1号）において縦覧に供する。

平成25年 7月17日

名古屋市長 河 村 た か し

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 6月12日	特定非営利活動法人ファミリーサポートなごや	稲熊 千奈美	名古屋市港区秋葉一丁目 181番地の47	この法人は、誰もが、その個人と人格を尊重される共生社会を実現するために、また、住み慣れた地域で心豊かに暮らし、困ったときも安心して過ごせるまちづくりを進めるために、たすけあい、育ち合いの理念で福祉サービス、子育て支援をすることによって、生活文化の向上を図

				ることを、目的とする。	
平成25年 6月14日	特定非営利活動 法人東海福祉移 動研究協議会	山田 和男	名古屋市南 区三吉町 3 丁目58番地 の 1	この法人は、自らの 外出・交通手段を持 たない歩行困難な人 々（以下、移動困難 者という）に対して、 外出・移動に関する 権利を確保・保障す るため、相互に親睦 を図りながら社会的 に立ち遅れている移 動困難者の外出・移 動手段の保障に関す る事業などの支援事 業を行うこと、及び 援助の必要な障害者 や高齢者とその家族 に対して福祉全般の サービスや情報提供 等を行い、社会福祉 の向上に寄与するこ とを目的とする。	
平成25年 6月14日	特定非営利活動 法人つばき福祉 会	宇佐美 芳子	名古屋市中 村区二ツ橋 町 4丁目37 番地	変 更 前	この法人は、ノ ーマライゼーシ ョンの理念に基 づき、障害者本 人とその家族に 対し、小規模作

					業所運営事業、地域生活支援に関する事業を行い、併せて障害者本人と市民とが共生する町づくりと地域福祉の増進を図る事により、社会全体の利益に寄与する事を目的とする。
				変更後	この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害者本人とその家族に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業を行い、障害者本人と市民とが共生する町づくりと地域福祉の増進を図る事により、

				社会全体の利益に寄与する事を目的とする。
平成25年 6月14日	特定非営利活動 法人ひょうたん カフェ	橋本 思織	名古屋市中 村区砂田町 2丁目15番 地	この法人は、障害者支援事業・高齢者支援事業・子育て支援事業などの展開を通じ、障害者や高齢者を中心に地域で暮らすさまざまな世代の人々が互いに出会い交流する機会を積極的に作り出し、人と人がつながりあうことの喜びを誰もが感じあえる社会づくりに寄与することを目的とする。

名古屋市市民経済局地域振興部市民活動推進センター

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 7月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナディアパーク開発商業ビル

名古屋市中区栄三丁目1801番 1及び1801番 2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

No.	設置者	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
1	三菱UFJ信託銀行(株)	代表取締役 上原 治也	代表取締役 若林 辰雄	平成24年 4月 1日
2	(株)国際デザインセンター	代表取締役 近藤 博	代表取締役 長谷川 和司	平成25年 6月17日

(2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後	変更年月日
名古屋市中区栄三丁目1801番 1、 2	名古屋市中区栄三丁目1801番 1及び1801番 2	平成25年 7月 2日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)ビームス	代表取締役 設楽 悦二	東京都新宿区北新宿四丁目16番12号	—	—	—	平成25年 1月 15日

2	(株)ベイクル ーズ	代表取締役 窪田 祐	東京都渋谷 区代々木二 丁目29番12 号	—	—	—	平成 25年 1月 15日
3	(株)リーミル ズエージェ ンシー	代表取締役 菅野 徹二	東京都中央 区日本橋小 舟町 6番 6 号	—	—	—	平成 25年 1月 15日
4	(株)倫敦商会	代表取締役 西澤 建史	京都府亀岡 市宮前町猪 倉箱谷 5	—	—	—	平成 25年 1月 31日
5	I N T S I t ' s n o t t h e s a m e J a p a n (株)	代表取締役 ドーフ ジ ョン	東京都千代 田区霞が関 三丁目 2番 6号	—	—	—	平成 25年 3月 10日
6	(株)アゴスト	代表取締役 川野 力	東京都渋谷 区猿楽町12 番20号	—	—	—	平成 22年 9月 15日
7	—	—	—	(株)バースア ソシエーシ ョン	代表取締役 西丸 修	東京都渋谷 区千駄ヶ谷 三丁目26番 8号	平成 25年 3月 30日
8	—	—	—	(株)ブロス	代表取締役 遠藤 秀男	静岡県富士 市中央町二 丁目12番12 号	平成 25年 4月 26日
9	—	—	—	(株)エヌ・エ ー・ジム	代表取締役 永川 寛	名古屋市中 区丸の内三 丁目 6番41 号	平成 25年 4月 26日
10	—	—	—	(株)コロンビ アスポーツ ウェアジャ パン	代表取締役 マッスィモ ラッザリ	東京都渋谷 区神宮前一 丁目 3番10 号	平成 25年 4月 26日
11	—	—	—	ティンバー ランドジャ パン(株)	代表取締役 李 考	東京都渋谷 区神宮前二 丁目34番17 号	平成 25年 4月 26日
12	—	—	—	(有)岩瀬	代表取締役 岩瀬 正範	愛知県西尾 市熊味町南 十五夜 2番 地	平成 25年 4月 26日

13	ディーゼル ジャパン(株)	代表取締役 金本 哲佑	大阪府中央 区南船場三 丁目12番12 号	変更なし	代表取締役 中山 秀人	変更なし	平成 19年 2月 2日
14	株メルロー ズ	代表取締役 大楠 祐二	東京都目黒 区青葉台二 丁目18番 1 号	変更なし	代表取締役 武内 一志	変更なし	平成 19年 4月 1日
15	G A S J A P A N(株)	代表取締役 遠藤 嶂	東京都渋谷 区神宮前六 丁目18番 1 号	変更なし	代表取締役 クラウド イグロ ット	東京都港区 南青山一丁 目21番11号	代表 者は 平成 20年 10月 31日 住所 は平 成24 年 2 月 6 日
16	A. P. C. J A P A N (株)	代表取締役 ジャン ト ウイトウ	東京都目黒 区青葉台一 丁目 5番 2 号	変更なし	代表取締役 城所 幸男	東京都目黒 区中目黒二 丁目 7番 7 号	代表 者は 平成 23年 7月 22日 住所 は平 成25 年 2 月12 日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者の変更のため
- (2) 大規模小売店舗の所在地については、修正のため
- (3) No. 1からNo. 6の小売業者については、退店のため
- (4) No. 7からNo.12の小売業者については、入店のため
- (5) No.13及びNo.14の小売業者については、代表者の変更のため

(6) №15及び№16の小売業者については、代表者及び住所の変更のため

5 届出の日

平成25年 7月 2日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成25年 7月18日から平成25年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年11月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年 7月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バイクセブン名古屋店

名古屋市港区十一屋一丁目16番地 外 1筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前		変更後	
名 称	代表者の氏 名	名 称	代表者の氏 名
ユニーグループ・ホールディングス(株)	代表取締役 前村 哲路	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)バイクセブン	代表取締役 奥本 恵一	神戸市須磨区弥栄台三丁目1番地の6	(株)Gー7モーターズ	代表取締役 春名 直幸	変更なし	平成22年10月1日
2	—	—	—	(株)Gー7スーパーマーケット	代表取締役 中藤 務	神戸市須磨区弥栄台四丁目8番地の1	平成25年3月21日

3	—	—	—	(株)G— 7ア グリジャパ ン	代表取締役 川邊 実千 夫	神戸市須磨 区弥栄台三 丁目 1番地 の 6	平成 25年 3月 21日
---	---	---	---	------------------------	---------------------	---------------------------------	------------------------

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成25年 2月21日
- (2) 小売業者については上記2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、社名変更による名称及び代表者の変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、合併のため
- (3) No. 2及びNo. 3の小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成25年 7月 3日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成25年 7月18日から平成25年11月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成25年11月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公 告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第 4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成25年 7月19日

名古屋市農業委員会農地部会長 服 部 豊

1 開催日時

平成25年 7月22日（月） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第18会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 3番 1号

3 議案

第43号議案 農地法第 5条の規定による許可申請書の審議について（使用貸借権設定）

第44号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第45号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第46号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

名古屋市農業委員会事務局農政課